

タンククリーニング等により一時出港した船舶の再入港にかかる 入港料の免除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、港内の海洋環境の保全を推進することを目的とし、港内で禁止されている作業のため一時出港する船舶に対し、神戸市入港料条例（昭和51年12月神戸市条例第55号。以下「条例」という。）第3条第3項及び神戸市入港料条例施行規則（昭和51年12月神戸市規則第94号）第4条第8号に基づき、再入港の際に生じる入港料を免除することに関し、必要な事項を定める。

(対象船舶)

第2条 免除の対象となる船舶は、次の作業のために一時出港し、再入港する船舶とする。

- (1) タンククリーニング
- (2) ガスフリー作業
- (3) ホールド洗浄

(免除額)

第3条 前条の再入港時にかかる入港料の全額を免除する。

(免除の申請)

第4条 免除を受けようとするものは、「タンククリーニング等を行う船舶に対する再入港時の入港料免除申請書」により市長に申請しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。